

新しい日本をつくる国民会議 緊急提言

与野党への提案～政治主導をいかす共同作業～

はじめに

第42回総選挙が終了した。わたしたちは、今回の総選挙は21世紀に橋渡しをする歴史的な選挙であり、前回総選挙後の政権の業績や政党・政治家の活動を検証し、次の政党政治のサイクルをよりよいものとして始める大切な意義をもっていると主張した。そして、「政権選択選挙」と「業績投票」をキーワードに、日本の政党政治をより成熟させるための試みを政治家と有権者の共同作業として始めることを提案し、有権者には悩み、考え抜いてでも、かならず投票しようと呼べた。

選挙結果については、それぞれの立場によってさまざまな評価の仕方があるだろう。たとえば、政権の枠組みと首相候補が選択される形で選挙戦をおこなう気運が高まったのは、今までと比べ、一步も二歩も前進であったと評価することもできるかもしれない。しかし、政治家と有権者による新しいルールの確立を求めてきたわたしたちの立場からすれば、反省すべき材料もまた多かった。ことに、各方面からの再三の呼びかけにもかかわらず、有権者の投票が伸び悩んだのは、何よりも残念なことであった。また、政権選択という気運がせっかく高まったにもかかわらず、とりわけ野党の側には、それをしっかりと受けとめるだけの十分な戦略も工夫もメッセージも乏しかった。国会での実績をいかした首相候補同士による直接討論も最後まで実現しなかった。

しかし、兎にも角にも、新しい国会の議席が確定した。来週4日には特別国会が召集され、新政権も発足する。いま、大切なのは、与野党の共同作業として、これから始まる次の総選挙までの新たなサイクルをよりよい形でスタートさせることである。そのためにも与野党は、今回の選挙結果を踏まえたしっかりとしたルールを総選挙が終わったこの時点であらためて確認するとともに、これから発足する新政権には、政策を政治主導のもとに実行しうる責任ある体制をつくりあげてもらう必要がある。

わたしたちは、以上の認識にたち、特別国会の召集を目前にして、以下の緊急提言を公表したいと思う。

第1 与野党は選挙結果をいかにルールを確立を

(政権枠組みの尊重)

- ① 選挙中に主張した「政権の枠組み」「首相候補」を大切にし、国民の審判に沿った与野党関係を尊重し、それぞれその役割を十分に果たすこと。

(所属政党の変更等の自粛)

- ② 政党は、所属政党の変更や追加公認等をうながすような行為は厳に慎むこと。万一そうした行為があった場合には、なぜそうなったのかについて、その説明責任を負うべきである。

(選挙公約の実現手順の策定)

- ③ 政権を獲得した側は、どのような「手順」と「タイム・スケジュール」で公約を実現するのか、国民に対しより具体的な「公約実現計画」(マニフェスト)を早急に公表すること。

(野党側の任務)

- ④ 政権を獲得できなかった野党側は、与党側の選挙公約をあらためて精査し、国会等の場を通じてその実現過程と手順を厳しく追求する中で、自らの政策を有権者に明らかにすること。
- ⑤ また、野党とくに野党第一党は、ただちに今回の総選挙結果を総括し、次の総選挙にむけてリアリティのある政権戦略構想の策定に着手すること。

(選挙の土俵にかかわる条件整備)

- ⑥ 政党は、本年秋の国勢調査にもとづく選挙区画確定審議会の区割り改定の勧告作業が滞りなく行われる環境を責任をもって整備すること。そのためにも、各都道府県に基礎配分される定数一を見直すのかどうか等についての検討をただちに開始し、秋までに結論を得ること。
- ⑦ 政党は、今回の総選挙を検証し、「有権者主役」の選挙の実現にむけて、その障害となる諸々の規制の緩和について早急に検討を始めること。

第2 政府と与党一体の責任ある政権枠組みの確立を

(政策における一体性の確保)

- ① 政府と与党がバラバラでは「政治責任」が不明確になる。今後は、政策の一体性を確保するため、無任所大臣などのポストも使って、政策決定上必要と思われる与党幹部はすべて政府に入るべきである。

(副大臣制の拡充と党組織との一体化)

- ② 副大臣や政務官制度の導入にあたっては、その数をできるだけ増やし、与党政策審議機関や国会の役職(関係委員会の理事など)を兼務させることによって、政府機構と与党組織の一体化を促進すべきである。

(責任ある閣僚人事)

- ③ 内閣総理大臣を含め閣僚は、次の衆議院選挙までは原則として留任する方針とし、頻繁な内閣改造による交替はおこなわないことを前提に、与党からより抜きの人材を閣僚に任命すべきである。

第3 官主導ではなく政治主導の経済財政運営を（経済財政諮問会議の活用）

（諮問会議の位置づけ）

- ① 政治主導による経済財政運営を実現するために、来年1月から設置される経済財政諮問会議の活用を真剣に考えるべきである。ことに、諮問会議の設置が決まっているのに、類似の組織を置いて、その性格を曖昧にするようなことがあってはならない。また、諮問会議を前倒して運用するのであれば、諮問会議閣僚メンバーによる「閣僚委員会」を設置すべきである。

（諮問会議の任務）

- ② 諮問会議の任務としては、予算編成や財政運営の基本方針を策定するとともに、概算要求枠の作成や各種計画との調整などについて具体的な手順を明確にすることにより、実質的な検討が行われる場とすべきである。
- ③ また、諮問会議は、経済政策や財政のアカウンタビリティ確保のために、関連データの整備および開示の場とすべきである。たとえば、四半期ごとの財政状況に関するデータ（予算執行状況、政府支出水準の推移、およびそのGDP比など）を整備し、開示することを任務としたらどうか。

（分科会の設置）

- ④ 政策決定において客観的な分析を参考にする体制をつくるため、4名以上と規定されている民間の学識経験者枠には、経済学者あるいは経済分析の専門家を充て、しかもそれを常勤のポストとするとともに、学識経験者枠委員による分科会を設け、そこに独自の事務局をつけるべきである。なお、これらを実現するために必要な法改正をおこなうべきである。
- ⑤ 常勤となる学識経験者には、2年の任期が終わった時点で、出身組織（大学やシンクタンク）などへ戻れるようにすべきである。
- ⑥ 分科会に置く事務局には、経済分析の制度を整える基礎作業のために、分析の専門家（若手経済学者など）を10名程度雇用する体制をつくること。

（政治任命職への民間人の積極活用）

- ⑦ 一般に、内閣官房および内閣府においては、たとえば、官房副長官補や統括官に官僚出身者以外の民間人から適材を配置すべきである。そして、諮問会議についてもその独立性を維持するための十分な方策を講じるべきである。

平成12年6月30日

新しい日本をつくる国民会議